申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部 廃棄物対策課 No. 001

処　分　名	一般廃棄物の収集・運搬業の許可
処分の概要	春日部市内において、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は許可を受ける必要があります。
根拠法令等・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第７条第１項、第５項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生令第 35 号）第２条の２
審査基準	次の各号のいずれにも適合すること。 （１）当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。 （２）その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 （３）その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条の 2 各号に定める基準に適合するものであること。 （４）申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
標準処理期間	３０日
設定年月日	平成 26 年 4 月 1 日（最終改正：令和２年４月１日）
申請時期	現在、春日部市において一般廃棄物収集・運搬業の新規許可は行っていない。
申請方法	環境経済部廃棄物対策課（環境センター）窓口への提出 又は 郵送
備　　考	手数料５，０００円

根拠法令及び関係法令等の抜粋	■廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （一般廃棄物処理業） 第７条　一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。 ２～４　略 ５　市町村長は、第１項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 （１）　当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。 （２）　その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 （３）　その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 （４）　申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者 ハ　この法律、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。第 32 条の３第７項及び第 32 条の 11 第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の３、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者 ニ　第７条の４第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項若しくは第 14 条の３の２第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項（これらの規定を第 14 条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第７条の４第１項第３号又は第 14 条の３の２第１項第３号（第 14 条の６において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合

根拠法令及び関係法令等の抜粋	を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号2において同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。） ホ　第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの ヘ　ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの ト　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 チ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）がイからトまでのいずれかに該当するもの リ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの ヌ　個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

根拠法令及び関係法令等の抜粋	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 （一般廃棄物収集運搬業の許可の基準） 第２条の２　法第７条第５項第３号（法第７条の２第２項において準用する場合を含む）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 （１）施設に係る基準 イ　一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。 ロ　積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。 （２）申請者の能力に係る基準 イ　一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 ロ　一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部廃棄物対策課　No. 002

処　分　名	一般廃棄物の収集・運搬業の範囲の変更の許可
処分の概要	春日部市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者で、一般廃棄物の収集若しくは運搬又事業の範囲を変更しようとする場合は許可を受ける必要があります。
根拠法令等･条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第７条の２第１項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生令第 35 号）第２条の２
審査基準	次の各号のいずれにも適合すること。 （１）当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。 （２）その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 （３）その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条の 2 各号に定める基準に適合するものであること。 （４）申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
標準処理期間	１４日
設定年月日	平成 26 年 4 月 1 日（最終改正：令和２年４月１日）
申請時期	随時
申請方法	環境経済部廃棄物対策課（環境センター）窓口への提出 又は 郵送
備　　考	手数料５，０００円

根拠法令及び関係法令等の抜粋	■廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （変更の許可等） 第７条の２　一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。 ２ 前条第 5 項及び第 11 項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第 10 項及び第 11 項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。 ［基準法令］ ■廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （一般廃棄物処理業） 第７条　一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。 ２～４　略 ５　市町村長は、第１項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 （１）　当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。 （２）　その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 （３）　その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 （４）　申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者 ハ　この法律、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法

根拠法令及び関係法令等の抜粋	律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者 二　第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号2において同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。） ホ　第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの へ　ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理

根拠法令及び関係法令等の抜粋	由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの ト　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 チ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）がイからトまでのいずれかに該当するもの リ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの ヌ　個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 （一般廃棄物収集運搬業の許可の基準） 第２条の２　法第7条第5項第3号（法第7条の2第2項において準用する場合を含む）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 （１）施設に係る基準 イ　一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。 ロ　積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。 （２）申請者の能力に係る基準 イ　一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 ロ　一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部廃棄物対策課　No. 003

処　分　名	一般廃棄物の処分業の許可
処分の概要	春日部市内において、一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は許可を受ける必要があります。
根拠法令等・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第７条第６項、第１０項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生令第 35 号）第２条の４
審査基準	次の各号のいずれにも適合すること。 （１）当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。 （２）その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 （３）その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条の 2 各号に定める基準に適合するものであること。 （４）申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
標準処理期間	３０日
設定年月日	平成 26 年４月１日（最終改正：令和２年４月１日）
申請時期	現在、春日部市において一般廃棄物処分業の新規許可は行っていない。
申請方法	環境経済部廃棄物対策課（環境センター）窓口への提出 又は 郵送
備　　考	手数料５，０００円

根拠法令及び関係法令等の抜粋	■廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （一般廃棄物処理業） 第７条 ６　一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。 ７～９　略 10　市町村長は、第６項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 （１）当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。 （２）その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 （３）その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 （４）申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者 ハ　この法律、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者 ニ　第 7 条の 4 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項若しくは第 14 条の 3 の 2 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項（これらの規定を第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号（第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以

根拠法令及び関係法令等の抜粋	内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号2において同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。） ホ　第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの へ　ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの ト　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 チ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）がイからトまでのいずれかに該当するもの リ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの ヌ　個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

根拠法令及び関係法令等の抜粋	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 （一般廃棄物収集運搬業の許可の基準） 第２条の４　法第７条第10項第３号（法第７条の２第２項において準用する場合を含む）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。１　処分（埋立処分を除く。以下この号において同じ。）を業として行う場合 イ　施設に係る基準 （１）　浄化槽（浄化槽法第２条第１号に規定する浄化槽（同法第３条の２第２項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第２条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。）をいう。以下同じ。）に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設（浄化槽を除く。第13条第５号を除き以下同じ。）、焼却施設その他の処理施設を有すること。 （２）その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。 （３）保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。 ロ　申請者の能力に係る基準 （１）一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 （２）一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 ２　埋立処分を業として行う場合 イ　施設に係る基準 （１）埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。 （２）削除 ロ　申請者の能力に係る基準 （１）一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 （２）一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部廃棄物対策課　No. 004

処　分　名	一般廃棄物の処分業の範囲の変更の許可
処分の概要	春日部市長が許可した一般廃棄物処分業者で、一般廃棄物の処分の事業の範囲を変更しようとする場合は許可を受ける必要があります。
根拠法令等・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第７条の２ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生令第 35 号）第２条の４
審査基準	次の各号のいずれにも適合すること。 （１）当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。 （２）その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 （３）その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第２条の２各号に定める基準に適合するものであること。 （４）申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
標準処理期間	１４日
設定年月日	平成 26 年４月１日（最終改正：令和２年４月１日）
申請時期	現在、春日部市において一般廃棄物処分業の許可を持っている業者はいないため変更の許可は行っていない。
申請方法	環境経済部廃棄物対策課（環境センター）窓口への提出 又は 郵送
備　　考	手数料５，０００円

根拠法令及び関係法令等の抜粋	■廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （変更の許可等） 第７条の２　一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。 ２ 前条第 5 項及び第 11 項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第 10 項及び第 11 項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。 ［基準法令］ ■廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （一般廃棄物処理業） 第７条 ６　一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。 ７～９　略 10　市町村長は、第 6 項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 （１）当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。 （２）その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 （３）その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 （４）申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者 ハ　この法律、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、

根拠法令及び関係法令等の抜粋	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者ニ　第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号2において同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。） ホ　第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの ヘ　ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの ト　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

根拠法令及び関係法令等の抜粋	チ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第 14 条第 5 項第 2 号ハにおいて同じ。）がイからトまでのいずれかに該当するもの リ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの ヌ　個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 （一般廃棄物収集運搬業の許可の基準） 第２条の４　法第 7 条第 10 項第 3 号（法第 7 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 １　処分（埋立処分を除く。以下この号において同じ。）を業として行う場合 イ 施設に係る基準 （１）　浄化槽（浄化槽法第 2 条第 1 号に規定する浄化槽（同法第 3 条の 2 第 2 項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 106 号）附則第 2 条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。）をいう。以下同じ。）に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設（浄化槽を除く。第 13 条第 5 号を除き以下同じ。）、焼却施設その他の処理施設を有すること。 （２）その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。 （３）保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。 ロ 申請者の能力に係る基準 （１）一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 （２）一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 ２　埋立処分を業として行う場合 イ 施設に係る基準 （１）埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。

根拠法令及び関係法令等の抜粋	（２）削除 ロ　申請者の能力に係る基準 （１）一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 （２）一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部廃棄物対策課　No. 005

処　分　名	許可証の再交付の申請
処分の概要	春日部市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者及び浄化槽清掃業者で、許可証を紛失または汚損し許可証を再度交付してもらう場合、申請が必要です。
根拠条例等・条項	春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 17 年条例第 111 号）第 36 条 春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 39 号）第 18 条
審査基準	（交付要件） 春日部市が許可した一般廃棄物収集運搬業者が対象となります。
標準処理期間	７日
設定年月日	平成 26 年４月１日（最終改正：令和２年４月１日）
申請時期	随時
申請方法	環境経済部廃棄物対策課（環境センター）窓口への提出 又は 郵送
備　考	手数料３，０００円

根拠条例及び **関係例規等の抜粋**	■春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 （許可証の再交付） 第 36 条　一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者及び浄化槽清掃業者は、許可証を紛失し、又は汚損したときは、直ちに市長に届け出てその再交付を受けなければならない。 ■春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則 （許可証の再交付） 第 18 条　条例第 36 条の規定により、許可証の再交付を受けようとする者は、一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業許可証再交付申請書（様式第 18 号）により市長に届け出なければならない。この場合において、その届出が汚損による再交付であるときは、当該許可証を添えるものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部廃棄物対策課　No. 006

処　分　名	一般廃棄物の処理手数料の減免
処分の概要	災害、その他特別の理由があると認めるときは、一般廃棄物処理手数料を免除することができる。
根拠条例等・条項	春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 17 年条例第 111 号）第 27 条 春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 39 号）第 12 条
審査基準	◎条例第 29 条により、市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは一般廃棄物処理手数料を減免することができます。 （1）「災害を受けた者」については、本市からり災証明書の交付を受けていること （2）「その他特別の理由があると認めるとき」については、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ない者であり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であり、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
標準処理期間	７日
設定年月日	平成 26 年４月１日（最終改正：令和２年４月１日）
申請時期	随時
申請方法	環境経済部廃棄物対策課（環境センター）窓口への提出 又は 郵送
備　　考	

根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 （手数料等の減免） 第 27 条　市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、第 27 条の廃棄物処理手数料又は前条の廃棄物処理に要する費用を減免し、又は免除することができる。 ■春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則 （手数料等の減免） 第 12 条　条例第 27 条の規定による廃棄物処理手数料等の減額又は免除の基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 （１）　災害を受けた者　免除 （２）　前号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めた者　減額又は免除

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部廃棄物対策課　No. 007

処　分　名	浄化槽の清掃業の許可
処分の概要	春日部市内において、浄化槽清掃業を行おうとする者は許可を受ける必要があります。
根拠法令等･条項	浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第11条
審査基準	次の各号のいずれにも適合すること。 （1）その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。 （2）申請者が浄化槽法第36条2号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
標準処理期間	３０日
設定年月日	平成26年4月1日(最終改正：令和２年４月１日)
申請時期	現在、春日部市において浄化槽清掃業の新規許可は行っていない。
申請方法	環境経済部廃棄物対策課（環境センター）窓口への提出 又は 郵送
備　　考	手数料５，０００円

根拠法令及び関係法令等の抜粋	■浄化槽法 （許可） 第35条　浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。 ２　前項の許可には、期限を付し、又は生活環境の保全及び公衆衛生上必要な条件を付することができる。 ３　第１項の許可を受けようとする者（以下「清掃業許可申請者」という。）は、環境省令で定める申請書及び添付書類を市町村長に提出しなければならない。 ４　市町村長は、第１項の許可又は不許可の処分をした場合には、直ちにその旨を清掃業許可申請者に通知しなければならない。 （許可の基準） 第36条　市町村長は、前条第１項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 １　その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。 ２　清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ　この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しない者 ロ　第41条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者 ハ　浄化槽清掃業者で法人であるものが第41条第２項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽清掃業者の役員であつた者でその処分のあつた日から２年を経過しないもの ニ　第41条第２項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 ホ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 ヘ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項若しくは第６項の規定、第７条の２第１項の規定若しくは同法第16条の規定（一般廃棄物に係るものに限る。）又は同法第７条の３の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受

根拠法令及び関係法令等の抜粋	けることがなくなつた日から2年を経過しない者 ト　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 チ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）で法人であるものが同法第7条の4の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの リ　浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの ヌ　法人でその役員のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの ■浄化槽法施行規則 （浄化槽清掃業の許可の技術上の基準） 第11条　法第36条第1号の規定による技術上の基準は、次のとおりとする。 1　スカム及び汚泥厚測定器具並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出しに適する器具を有していること。 2　温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈殿試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有していること。 3　パイプ及びスロット掃除器具並びにろ床洗浄器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等に適する器具を有していること。 4　浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び2年以上実務に従事した経験を有していること。